

別紙 4

保険料の払込猶予期間の延伸、保険金の非常即時払等の非常取扱い

1 保険料の払込猶予期間の延伸

払込所属月	払込猶予期間の終期	延伸期間
平成 19 年 11 月分 ( 契約応当日(効力発生 応当日)が 24 日以降のも のに限る。 )	平成 20 年 5 月中の契約応当日(効力発生応当日)の前日	3 か月
平成 19 年 12 月分	平成 20 年 6 月中の契約応当日(効力発生応当日)の前日	3 か月
平成 20 年 1 月分	平成 20 年 7 月中の契約応当日(効力発生応当日)の前日	3 か月
平成 20 年 2 月分	平成 20 年 8 月中の契約応当日(効力発生応当日)の前日	3 か月
平成 20 年 3 月分	平成 20 年 8 月中の契約応当日(効力発生応当日)の前日	2 か月
平成 20 年 4 月分	平成 20 年 8 月中の契約応当日(効力発生応当日)の前日	1 か月

2 保険金の非常即時払等

取 扱 種 別	取 扱 期 間
1 保険金及び未経過保険料の非常即時払	平成 20 年 3 月 4 日(火)から 平成 20 年 4 月 3 日(木)まで
2 基本契約の解約(解除)の非常取扱い及び基本契約の解約返戻金(還 付金)の非常即時払	
3 特約の解約(解除)の非常取扱い及び特約の解約返戻金(還付金)の 非常即時払	
4 普通貸付金の非常即時払	
5 保険料の前納払込みの取消しによる保険料の払戻し(還付)の非常 取扱い	
6 契約者配当金の非常即時払	